

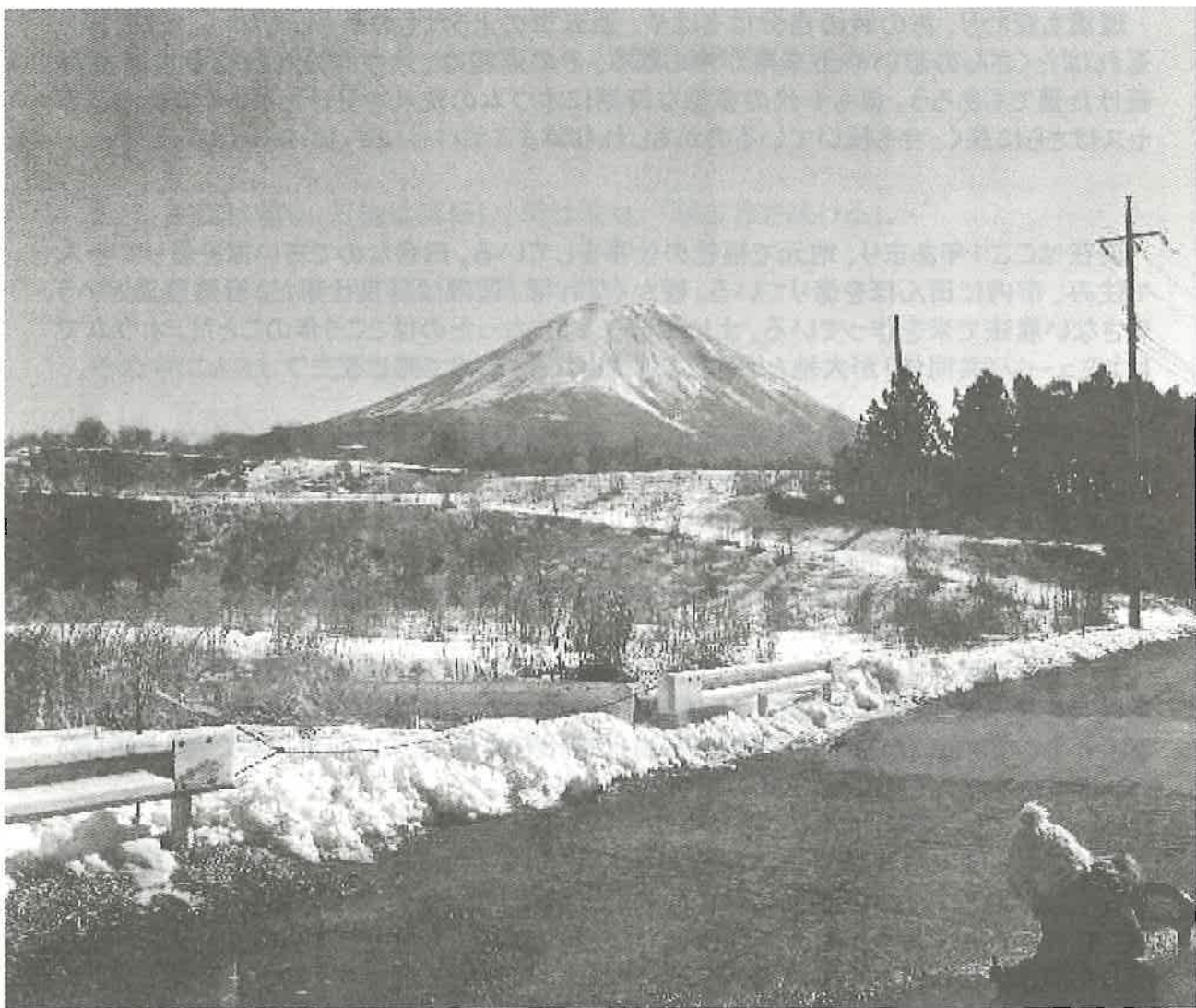
カナリヤの詩

CANTUS CANARIARUM

うた

第109号
2005.3.5

- 2ページ 手記「十年一昔」 元サマナー天野一人
4ページ 新聞記事より - 傷害致死、死亡、賃借詐欺、労働派遣法違反
6ページ 懐かしき資料 - ウッターマーさん「感謝したい」
7ページ 「オウム真理教は生きている」- 青沼陽一郎さん原稿から
10ページ ボールペン画「屋久島の大滝」 佐伯一明
12ページ 窓口 - 「殺し、殺され」



2005. 2. 15 岡本法恵撮影
第7. 第10サティアン跡地と富士山

『十年一昔』 天野一人

1995年2月、僕は富士総本部での修行班、1日18時間立位礼拝極限修行を経て、上九サティアンでのワークについていた。やがて地下鉄サリン事件、強制捜査、教祖逮捕と続く嵐のような日々を経て、僕は実家に戻り、脱会した。

もうあれから10年... 19歳で出家した自分も、29歳。

環境も変わり、あの時の自分はもはや、過去世のようなものかもしれない。ただ、振り返ればたくさんの想いや出来事が今も甦る。その過程は、オウムの脱会者各々が歩み続けた道でもあろう。僕も十代の多感な時期にオウムの洗礼を受けたが、その後のプロセスはさらに長く、今も続いているのかもしれない。

現在はここ1年あまり、地元で福祉の仕事をしている。田舎なので古い家を借りて一人で住み、市内に田んぼを借りている。暖かくなれば、週末は野良仕事だ。自然農法という、耕さない農法で米を作っている。土に親しむようになったのはここ5年のことだ。オウムではコミュン(共同体)が大地と切り離されていたと、改めて感じる。

ヨーガは特別なことは最近していないが、気が向けば座り、祭壇に向かってお祈りもする。西洋占星術を学んでからは、暦はいつもチェックし、依頼があれば鑑定もしている。オウムを出てからは、インドに行ったり、グル巡り(?)をしたり、山で居候をしながら自給自足の生活をしたり、寺修行をしたり... 真剣に遊ばせてもらった。一昨年、バイクで寺巡りをして帰ってきた時、「自分の場所に帰ってきた」と心の底から感じた。

オウムをやめた人は、それぞれ「魂の孤独」を一時感じると思う。社会に適應できず、教団に執着があればなおのことだ。僕もカナリヤの会で本の制作にも関わり、会の仲間とは今でもつきあいがあるが、その後の道はそれぞれだ。たまに元気な姿で会うと嬉しいが、音沙汰もなく、理由あって縁の途切れた人もいる。

脱会しても様々な事情で生活基盤がなければ、生活との戦いの中で社会に適應していかねばならない。心の喪失体験に向き合っていけば、その虚無感にも悩まされる。なまじ修行していればサイキックな靈障や、意味のないプライド、世間とのギャップや疎外感にも向き合わねばならない。下手に修行しない方が楽なこともあるのだ。

そして、事件のこと、教団の現実は知れば知るほど辛いのも事実だ。だから普通は事件のことや現役信者のことは忘れていく。10年も経てば、記憶が薄れていくことも自然だ。

だが、オウムをやめても、借り物の信仰が消えても「内なる求道」は続く。
「悟り」とは、「解脱」とは何なのか？

仮に、ヨーガの行法で一瞥を体験しても、そこに作り物の信仰が植え込まれれば人格は成長しない。それが集団、組織ともなれば致命的だ。過去のオウムは、まさにその悪循環の「魔界」だったのではないか。

今のオウムはあまりよく知らないが、分派とはいえ、相変わらず修行中の死者や詐欺事件を起こしているのはなにか、いまだに集団のカルマが働いているかのようだ。過激さは以前よりは薄まったとはいえ、安易な洗脳のシステムで共同体を作ることも続いているだろう。世間から隔離された共同体は、それなりの魅力もあるだろうから...

修行すれば、必ず悟れるわけではない。社会が必ず正しいわけではない。

人類が本当に進化しているわけでもない。

ただ、宇宙は廻り、万物は流転し、時は流れ、「魂は旅を続ける」。

時として孤独な、時として至福に満ちた旅を。

その中に人として生まれ、生きている今がある。

この地球に、共に生きている日々がある。

それは『輪廻』というのかもしれない。

輪廻という名の、人生という名の、『魂の旅』。

奇しくも「オウム」という古代の言霊が現代の悲劇として起こってしまった。教団の内外問わず、その縁によって亡くなられた方々、その魂の冥福をお祈りいたします。

20代、元サマナ、男性

新聞記事より

傷害致死事件

オウム真理教（アーレフに改称）の分派グループ「ケロヨンクラブ」女性メンバー＝当時（３６）＝暴行死事件で、傷害致死罪に問われたグループ代表北沢優子被告（４０）ら３人の初公判が、３１日、東京地裁（合田悦三裁判長）であり、

北沢被告は「共謀したことはない。死亡は後になって知った」と起訴事実を否認。同クラブのＴ．Ｙ．（４３）、Ｆ．Ｍ．（３６）の両被告は大筋で罪を認めた。

検察側は冒頭陳述で「被告らは、被害者の修行が進んでいないと報告を受け、グループから脱退するのではないかと心配した。脱退阻止のため修行と称して合法ドラッグをのませて竹刀でたたいた」と指摘

起訴状によると、北沢被告らは共謀し昨年９月１０日、東京都中野区のアパートで、竹刀で女性をたたき続け、外傷性ショックで死亡させた。

共同通信 １月 31 日

アーレフでの死亡事件

東京都足立区のオウム真理教（アーレフに改称）施設で、男性が浴室で死亡していたことが２日、警視庁綾瀬署の調べで分かった。所持品などから同署は教団の富樫若清夫幹部（４５）とみて身元確認を急いでいる。

解剖の結果、死因は水死。教団側は「温熱修行中の事故の可能性があると説明。同日「不測の事故を未然に防ぐため、教団内での温熱修行を全面的に禁止した」とするコメントを発表した。

温熱修行は、約５０度の湯に長時間つかる修行という。

綾瀬署の調べでは、２日午前零時ごろ、足立区六木の教団施設にいた男性信者が「浴室内で信者が死んでいる」と１１０番。綾瀬署が調べたところ、男性が浴槽内で裸で死亡していた。１日午後９時ごろ、浴室に入ったという。

（共同通信） - １月 2 日

借入詐欺事件

オウム真理教（アーレフに改称）の修行施設に使用することを隠して、岡山市内のマンション１室を借りたとして、

詐欺の罪に問われた信者の吉田恵子被告（50）に対し
岡山地裁は7日、懲役1年6月、執行猶予5年（求刑懲役1年6月）

弁護側は「オウム真理教とアーレフは別団体で、詐欺行為も存在しない」と無罪を主張していた。

判決などによると吉田被告は02年3月、当時のほかの信者2人と共謀し、使用目的を隠して同市内のマンション1室を借り、教団道場として使った。

榎本巧裁判長は「犯行は計画的で悪質だが、03年6月に退去している」と述べた。ほかの2人も執行猶予付き有罪判決を受け、うち1人は上告中。

2月8日朝刊 毎日新聞

労働者派遣法違反

オウム真理教内で「Mグループ」と呼ばれたコンピューターソフト開発会社グループの幹部らが関係する都内の別のソフト開発会社が、無許可で人材派遣を行っていた疑いの強いことが五日、警視庁公安部の調べで分かった。

公安部は労働者派遣法違反（無許可営業）などの疑いもあるとみて捜査を始めた。公安部では、教団周辺のコンピューターやソフト関連事業の実態についても改めて調べを進めている。

東京都文京区内に法人登記している有限会社。平成十三年の設立で、ソフト開発や保守、販売、システムの利用技術の指導などを主な目的

調べでは、同社は厚生労働大臣から許可を受けないまま人材派遣業を行い、収益を上げていたなどの疑い。労働者派遣法では短期労働の人材を派遣する事業を営む場合、厚労相の許可を得ることを義務付け

教団内でMグループと総称された複数の会社が、防衛庁や警視庁など十一の官庁や企業からシステムを受注していたことが十二年に明るみに出て社会問題化した

このうち一社の男性役員（31）が今回の違法な人材派遣に関与していた疑い
また、七年の教団一斉強制捜査当時、教団の科学技術省に所属し、「ホーリーネーム」と呼ばれる教団内の宗教名を与えられていた男性（37）も、この人材派遣に関与

教団をめぐるのは、十二年に関連のパソコン販売会社など二社が東京国税局から巨額の追徴課税処分を受けたほか、十三年には、大手ソフト会社の孫請け会社の契約社員をしていた出家信者が、同ソフト会社から都市銀行の資金決済に関するシステムを持ち出し会社に損害を与えたとして、背任容疑で公安部に逮捕されるなど、コンピューターやソフト関連の事業に深く浸透している実態が明らかになっている。

（産経新聞） - 2月6日

懐かしき資料

感謝したい

感謝したい
何に対して？
傷つけてくれた人々に
傷つけてくれる人々に
感謝したい
ありがとう
傷つけてくれて
ありがとう
心を込めて言えるようになりたい

感謝したい
何に対して？
苦しみを与えてくれた人々に
苦しみを与えてくれる人々に
感謝したい
ありがとう
苦しませてくれて
ありがとう
心を込めて言えるようになりたい

感謝したい
何に対して？
悲しみを与えてくれた人々に
悲しみを与えてくれる人々に
感謝したい
ありがとう
悲しませてくれて
ありがとう
心を込めて言えるようになりたい

今はまだ言えない
それだけの強さがないから
時には傷つけ返してしまうかもしれない
時には憎んでしまうかもしれない
時には逃げ出してしまうかもしれない
でも 感謝したい
なぜなら
わたしは傷つかないと
傷つけられる辛さがわからない

時には苦しい思いをさせてしまうかもしれない
時には避けてしまうかもしれない
時には落ち込んでしまうかもしれない
でも 感謝したい
なぜなら
わたしは苦しい思いをしないと
人の苦しみがわからない

時には悲しませてしまうかもしれない
時には失望してしまうかもしれない
時には泣いてしまうかもしれない
でも 感謝したい
なぜなら
わたしは悲しまないと
生きる悲しみがわからない

今はまだ言えない
言えないからこそ
言えるようになりたい
ありがとう
裏切ってくれて
苦しめてくれて
悲しませてくれて
ありがとう
心から言えるようになりたい

今はまだ心からは言えない
だけど 少しずつ少しずつ
努力して
何時か 何時の日か 近い未来に
心から 心から
ありがとう
言えますように

2005.1.30

ワタニ正悟師に
村岡達子氏作。

オウム真理教（現アレフ）に対し、破壊活動防止法の団体規制（解散の指定）適用への動きが本格化したのは、1995年12月のことだった。大都市中心部を走る地下鉄車輛内で発生し、世界中を震撼させた未曾有の毒ガステロ、地下鉄サリン事件から9か月が経過していた。しかし、「団体の死刑宣告」とも呼ばれる同法の運用をめぐることは、当時世論が真っ二つに分かれた。

すでに、宗教法人としての解散命令が確定し、破産宣告も受けていた教団の状況を鑑みると同法の適用格では必要ないとする主張と、法人格を失つても任意団体として存続が可能である事実上のテロ組織に、「死刑宣告」をもつて強制的に消滅させるべきとする主張。ここに憲法で保障された集会、結社、表現の自由に抵触するとされる破防法そのもののへの抵抗意識や反対運動が加わっ

「オウム真理教」は 生きている

ジャーナリスト
青沼陽一郎
AONUMA Yoichiro

ジャーナリスト
青沼陽一郎
AONUMA Yoichiro

内部抗争と分派活動を繰り返しながら「麻原思想」を
遵守するこの教団を放置したままでいいのか

第2回 上祐「失脚」と教団「分裂」

ところが、99年になると教団が復活への道程を着実に歩んでいたことが明るみにでる。全国に散らばった教団信者たちは、コンビニ・タバコ関連事業で儲けた潤沢な資金を用いて、各地の土地建物を買い漁り活動拠点を建設しようとし、いくら「無頓着」が信条とはいへ昼堂々、原宿の路上で、「オウムダンス」を披露して、信仰の継続をあらさまにアピールする様に、世間の矚^{めざ}目を買う。さすがにこれには、一般市民の間からも危機感が噴出してくる。オウムがやつてきた地域では、徹底した反対運動、追放運動が巻き起こり、地域住民が24時間交代で監視体制を敷いた。これに地元自治体も賛同し、オウム信者の転入届を不受理、住民票受け入れを拒否するという前代未聞の異常事態が全国各地で展開された。これに加えて、同年暮れには教団の実力者だった上祐史浩が刑期を終えて、出所して着くこともあり、政府としても黙って見過ごすわけにはいなくなつた。

そこで、異例のスピード審理で99年12月に国会で可決、成立したのが「無差別大量殺人行為を行った団体

この期限切れを迎えた03年1月には公安調査庁の請求に基づき、更に処分の3年延長を決定している。

さて、ここで問題となるのが、この「観察処分」を受けた団体の範囲である。

結論からいうと、前号で触れたように、法的にはオウム真理教すなわち現在のアーレフしか処分の対象となっておらず、『ケロヨン・クラブ』のような、分派グループは、この対象外なのである。ところが、このことを確認しようと、公安調査庁に直接問い合わせると、こんな答えが返ってきた。

「ケロヨン・クラブも処分の対象になっています。実際に、今年の2月には、同法に基づいて立ち入り調査にも入ってますから」

その理由として、公安審査委員会が定めた「被請求団体」すなわち処分対象団体は、以下のようにされていることを主張する。

「麻原彰晃」と松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主催し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体」

この期限切れを迎えた03年1月には公安調査庁の請求に基づき、更に処分の3年延長を決定している。

さて、ここで問題となるのが、この「観察処分」を受けた団体の範囲である。

結論からいうと、前号で触れたように、法的にはオウム真理教すなわち現在のアーレフしか処分の対象となっておらず、『テロヨン・クラブ』のような「分派グループ」は、この対象外なのである。ところが、このことを確認しようと、公安調査庁に直接問い合わせると、こんな答えが返ってきた。

「ケロヨン・クラブも処分の対象になっています。実際に、今年の2月にも、同法に基づいて立ち入り調査にも入ってますから」

その理由として、公安審査委員会が定めた「被請求団体」すなわち処分対象団体は、以下のようにされていることを主張する。

『麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主催し、同人及び同教義に従う者によつて構成される団体』

廿巳癸 2004.12月3日

（官報六六）

しかし、団体規制法によって対象の請求を受けた団体は、決前に公安審査委員会による意見を受けることが保障されている。

の手続きを踏んだのは、現在のアーレフのみである（2000年1月、03年1月にそれぞれ公開で実施されている）。そのアーレフも、またケロヨン・クラブも、双方が別のグループであり、関連性はないものと主張する。事実、観察処分の決定によって定期的に公安調査庁への提出が義務付けられた活動報告、構成員名簿の中には、ケロヨンのメンバーの名前が記されていない。もし、ケロヨンも処分の対象であるならば、アーレフの提出する名簿の中にケロヨンのメンバーが抜け落ちている不備を指摘しなければならぬはずだ。そうではなくして、同法によって認められた公安調査庁の「立ち入り調査権」をケロヨンにも行使したというのであれば、これは同庁の逸脱行為であり、違法行為である。

日をあらためて、同庁にもう一度確認すると、今度はこんな答えが返ってきた。

「どの団体が観察処分の対象になっているか、詳しい状況についてはお答えできないことになっていますので、私の名前ですか？ それもお答えできないことになっています」（広報）

官報に公示されるべき団体の具体名も公表できないとは、どういう魂胆なのだろうか。

呆れて、所轄官庁の法務省に問いあわせると「団体規制法については、公安調査庁に直接聞いてくれ」とのこと。そこで、もう一度、公安調査

庁の広報に尋ねると「今度は別の職員が、

「ですから『麻原彰晃』と松本智津夫を教祖・創始者とする『団体』のことです」

の一点張り。では、それがアーレフのことを指すのか、そこにケロヨンが入るのか否かを聞いても「ですから『麻原彰晃』と『松本智津夫』のことです」の押し問答が続く。

そんな対応がどこかであったような気がする。と考えていると、まさにオウム真理教の広報のそれと同じだったことに思い当たった。ああ言えば上祐、とはよく言ったものだ。

もっとも、公安調査庁は観察処分「決定理由」の中で、

「被請求団体は、C、（ア）名称をアーレフとする、（イ）代表代行村岡達子

が代表に就き松本の子は「教祖」を降る（中略）旨主張するが……」

と公安審査委員会が明言していることも御存知ないようだ。

10 数人の元信者グループが複数活動中

長年にわたりオウムと対峙し、脱会信者の社会復帰にも尽力する滝本太郎弁護士は、こう解説する。

「公安庁が独自で調査対象とするならいざ知らず、現在のアーレフ以外を団体規制法の観察処分対象としていると主張するなら、それは法律的にはおかしいでしょうね。正式には、

「バモーチアナ師」のところに10数人の信者達が集まっていると聞いています。独自で開設しているホームページをのぞけば、宗教色がそのまま出ています（同）

また、アーレフの会員と外部の人間が結託して墓売り詐欺で捕まった一派も、トラブルを引き起こす可能性のある分派として、一目置くべき存在との指摘がある。

「分派」とまでは明言できないまでも、教団を脱会した信者や、刑期を終えて出所してきた元信者が10人程度の

例えは、滝本弁護士の言葉のなかにも出て来た「Nグループ」は、元信者のN・Kが中心となって岐阜県内で集団生活を送っている。

「もともと暴力団関係者だったN一連のオウム裁判でも微罪で有罪判決を受けたあと、10数人のメンバーと岐阜の山間地で集団生活をはじめ

ました。一時期はオウムのための広大な土地の買取計画を画策していたほど。今は小さな土産物屋を経営しながら、オウムとの関係はないと言

ってはいますが、親密に往来があることは間違いないでしょうね。かつては偽装脱会を呼びかけたこと

もあるそうですから「教団関係者」また麻原から授かったホーリーネーム（宗教名）そのままに、独自の

宗教路線を歩み始めたグループもある。

「バモーチアナ師」のところに10数人の信者達が集まっていると聞いています。独自で開設しているホームページをのぞけば、宗教色がそのまま出ています（同）

また、アーレフの会員と外部の人間が結託して墓売り詐欺で捕まった一派も、トラブルを引き起こす可能性のある分派として、一目置くべき存在との指摘がある。

「分派」とまでは明言できないまでも、教団を脱会した信者や、刑期を終えて出所してきた元信者が10人程度の

例えは、滝本弁護士の言葉のなかにも出て来た「Nグループ」は、元信者のN・Kが中心となって岐阜県内で集団生活を送っている。

「もともと暴力団関係者だったN一連のオウム裁判でも微罪で有罪判決を受けたあと、10数人のメンバーと岐阜の山間地で集団生活をはじめ

ました。一時期はオウムのための広大な土地の買取計画を画策していたほど。今は小さな土産物屋を経営しながら、オウムとの関係はないと言

ってはいますが、親密に往来があることは間違いないでしょうね。かつては偽装脱会を呼びかけたこと

もあるそうですから「教団関係者」また麻原から授かったホーリーネーム（宗教名）そのままに、独自の

宗教路線を歩み始めたグループもある。

「バモーチアナ師」のところに10数人の信者達が集まっていると聞いています。独自で開設しているホームページをのぞけば、宗教色がそのまま出ています（同）

「バモーチアナ師」のところに10数人の信者達が集まっていると聞いています。独自で開設しているホームページをのぞけば、宗教色がそのまま出ています（同）

また、アーレフの会員と外部の人間が結託して墓売り詐欺で捕まった一派も、トラブルを引き起こす可能性のある分派として、一目置くべき存在との指摘がある。

「分派」とまでは明言できないまでも、教団を脱会した信者や、刑期を終えて出所してきた元信者が10人程度の

例えは、滝本弁護士の言葉のなかにも出て来た「Nグループ」は、元信者のN・Kが中心となって岐阜県内で集団生活を送っている。

「もともと暴力団関係者だったN一連のオウム裁判でも微罪で有罪判決を受けたあと、10数人のメンバーと岐阜の山間地で集団生活をはじめ

ました。一時期はオウムのための広大な土地の買取計画を画策していたほど。今は小さな土産物屋を経営しながら、オウムとの関係はないと言

ってはいますが、親密に往来があることは間違いないでしょうね。かつては偽装脱会を呼びかけたこと

もあるそうですから「教団関係者」また麻原から授かったホーリーネーム（宗教名）そのままに、独自の

宗教路線を歩み始めたグループもある。

「バモーチアナ師」のところに10数人の信者達が集まっていると聞いています。独自で開設しているホームページをのぞけば、宗教色がそのまま出ています（同）

また、アーレフの会員と外部の人間が結託して墓売り詐欺で捕まった一派も、トラブルを引き起こす可能性のある分派として、一目置くべき存在との指摘がある。

上祐の「失脚」と荒木の「半落ち」

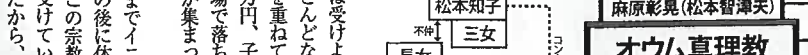
ところが、こうした資金面での逼塞も、実は内部の覇権争いが招いたものだと言える。強い。事実、ペンツを売りに出された頃から、上祐は軟禁状態にあるというのだ。きっかけは、教団内部で起きた事実上の「クーデター」だった。

「俄には信じ難い話だが、昨年の秋に二ノ宮（新・教団幹部）が『マ

守った。その彼が、積極的に行動に出て来たのは02年からのことだ。前年までに正式な代表に就任すると、この年

の夏には「シャクティパーバット」と呼ばれる宗教儀式を復活させる。「被害者弁償を強いられる上、この不景気で教団も組織運営、維持のための資金繰りに困っている。そこで麻原に代わって上祐によるシャクティパーバット（額に指を押し当てて霊的エネルギー）を注入浄化させるという儀式」を思い付き、1回につき3000万円ですぐが、さすがの上祐でも不景気には勝てなかつたらしく、その値段段では受けようという気になる信徒がほとんどない。そこでデイスカウントを重ねて、最終的に大人が10分150万円、子どもが5分150万円の相場で落ちていて、ようやく受ける人が集まってきたんです」（教団関係者）

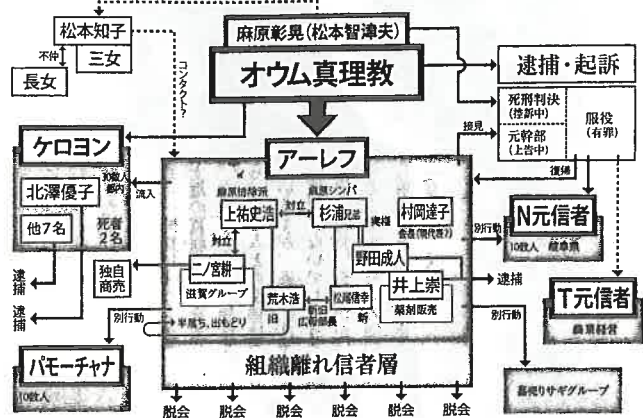
小学生くらいの子どもにまでイニシエーションを実施し、その後には体験談を発表させたという。この宗教儀式を「最低でも70人は受けていた」（公安関係者）というのだから、少なずく見積もっても、1億円は下らない収入が教団にあったことになる。



```
graph TD; A[松本知子] -.->|不仲| B[麻原彰晃 松本智津夫]; A --> C[長女]; A --> D[三女]; A --> E[三男]; D --- F[オウム真理教]
```

「やはり上祐となると、説法会でも人を集められる」(前出・関係者)

上祐の積極行動はこればかりにとどまらない。同年の暮れには、沖縄



した。それがクーデターにつながったんだ」(同)

とは言え、求心力の強い上祐が飛び出してしまえば、それこそ教団の分裂は避けられない。

こうして、昨年の夏には東京都世田谷区の烏山施設に幽閉状態にあるという事態に発展する。

かわつて、教団運営の実権を握つたとされるのが、一連のオウム裁判で唯一の完全無罪判決を勝ち取つた杉浦実と、兄の杉浦茂の兄弟だつた。杉浦兄弟は坂本事件以前から麻原の傍にいた古参幹部で、麻原が犯罪行為に手を染めさせたさつた人物。教義の編纂にずつとずさつた人で、それだけに、麻原シンパでもあつて、これに追隨していたのが、野田成人だつたが、彼は偽薬を売つたと

してこの6月には逮捕されて教団からはいなくなりました。二宮耕一は独自に滋賀に拠点を構え、宝石や仏具の輸入商売を繰り広げ、しょっちゅう海外に遊びに出かけている。村岡達子は一祐にかつて教団の代表職に返り咲いたが、彼女は教団運営にも冷やかで、好き勝手やっている。だから、烏山の本部施設に常駐する杉浦兄弟が実権を握ったといっても、組織の実質は派閥のいがみ合うバラバラの分裂状態ですよ」

(同) 根っからの上祐派とされる荒木広報部長も昨年2月の麻原判決と前後して胃潰瘍を引き起こし緊急入院。広報部長の任も解かれ、一時は病院のもとに戻る。半落ちの状態だった。しかし「自分を必要とする人が待っている」の一言を残して、再び教団に回帰してしまふ。

のことだと思えますよ」
そう語るのは前出の永岡会長だっ
た。

「いまや教団はバラバラで、みんないうことが違う。それで困った信者たちは、死刑判決が下って上告中の被告人たちにみんな接見に行っています。活動状況を報告するよりは、どうしたらいいかと教えを乞いに行くんだそうです。私も接見した被告人から直接聞ききましたから」

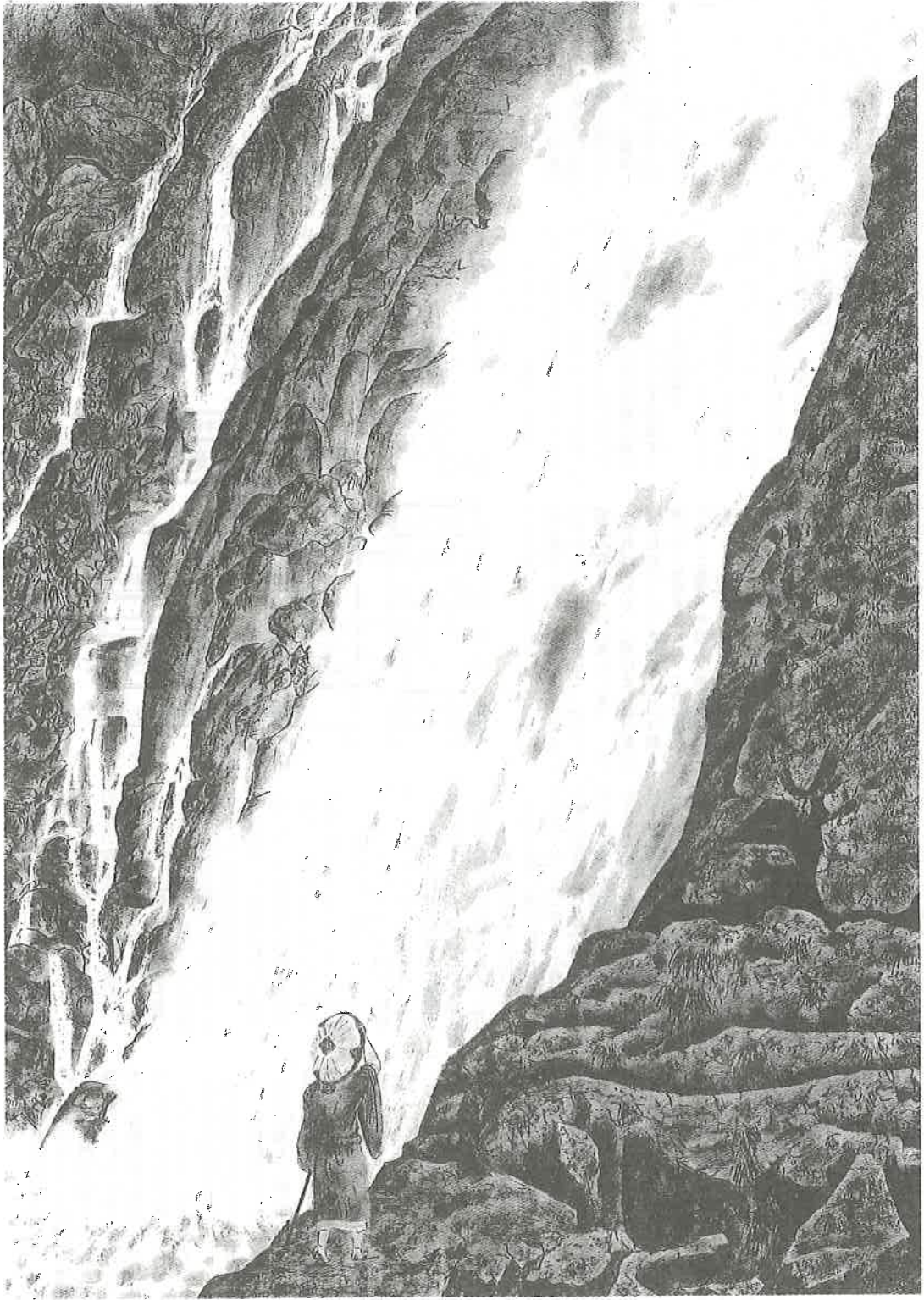
は、一時期接見禁止が解除される。この間に接見に臨む現役信者があつたのを絶たない。当初は、教団の活動状況の報告や、麻原の信を全うする働きかけと見られていたが、実際は行き場を見失つた連中が、指針を求めにやつてきていたというのだ。

こうした状況下、破防法の二の舞いとなることを恐れられ、時限立法を視野に入れた「5年後の見直し」が盛り込まれた団体規制法は、今年末にその期限がやってくる。「団体の死刑判決」をいかくぐり、混乱、分裂の危機にある教団と、団体規制法では網羅できない分派グループの存在を前に、国家をあけてのテロ対策を打ち出す我が国はどのような対応をなすべきなのだろうか。

「今は現役信者と脱会者の垣根が低くなって、非常に曖昧な人が増えている。組織が嫌だと捨てた人を離れる人間がいても、信奉は捨てない一人オウムが増えている(滝本弁護士)」

こうした状態に、オウムを知り居た人たちは口を揃えたようにこうにこぼすのだ。

「今の状態は危険だ。むしろ、以前より危険かも知れない」



カナリヤの会様惠存

― 屋久島の太川港 ―

平成十六年十月八日

佐伯つ明

揮

その1

うーん、うーん、オウム流のカルマ法則論議は聞き飽きたけれど、ここまで言うかなあ。
「人を殺した側」という立場であることの認識が必要かと。

まあ、年始、ウツタマー正悟師こと村岡達子氏が
「尊師の広大無辺な四無量心を忘れないように」
とかなんとか言ったようだし、不思議はないけれど。

— Original Message — From: daily-aleph@aleph.to Thursday, January 13, 2005 12:00 PM

- > 聖なる言葉
- > 過去に犯した罪が山のように巨大でも
- > ひとたび心の本性を見届けたならば
- > たちどころに浄化され尽くす(タクポ・リンポチェ)

その2

ケロヨンクラブにつづき、アーレフの在家信者に、そして出家信者に同様の事件が起こった。

マハーナーマ師こと、富樫君。なんと。 温熱修行なのでしょう、報道によれば約50度ということだが、48度ぐらいではないかなあ、温度は厳密に設定しているはずなので。だが、本人が独自にやっていると、温度設定も時間規制も厳密にすることは不可能であり、それ以上だったかも。もちろん、45度以下であってさえも、本人の体調と時間によっては、死んでしまう。だからこそ、草津の湯ではきわめて厳密に湯に入るやり方が決まっている。

なんと。彼は松本サリン事件で、ゴーサーウこと渡部被告の下で噴霧車を作る手伝いをした1人、幫助犯として実刑になった。昨年出所しオウムに戻っていた。たしか、03～04年末年始も高音天や西荻でしていたと聞く「音のイニシエーション」の製作者ではなかったかしら。

ああ、著名なオウマーである山本英司さんによれば、オウムは彼について、2002年12月2日付の公安調査庁による観察処分更新請求に対する、2002年12月24日付の意見書(1)で、

- > イ 同2号該当性
 - > 麻原はアレフの代表者でも構成員でもなく、土谷正実、富樫若清夫、
 - > 新實智光、横山真人、渡部和実のいずれもアレフの構成員ではない。
- としていたのですね。

いくらでも嘘をつくのがオウム。富樫君が脱会したという話はもともときいていないものです。

気になるのは、2005年1月1日だったこと。麻原さんの多く言っていたハルマゲドンの時期の中で、最期の「～2004年の間」も、とうとう過ぎてしまった、その直後だった。
改めてがっかりしている古い信者さんも多いと思うので

発行 カナリヤの会

〒242-0021

神奈川県大和市中心 2-1-15 パークロード大和ビル2階

大和法律事務所 窓口滝本太郎気付

電話 046-263-0130 ファックス 046-263-0375 takitaro@yha.att.ne.jp

横浜銀行大和支店 普通 1 3 4 3 0 7 8 カナリヤの会滝本太郎